平成２４年（フ）第１２９号
山形県東置賜郡高畠町大字福沢692番地コーポ山崎102
債務者　吉田　芳信
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１３１号
山形県南陽市島貫598番地の３
債務者　伊澤　早苗
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第３３２号
千葉県佐倉市宮ノ台６丁目５番地　ビオ・ウイングユーカリが丘117号
債務者　菊池久美子（旧姓加藤・鈴木）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３６７号
千葉県佐倉市上志津1672―10　ローズタウンＣ棟606号、住民票上の住所茨城県鹿嶋市大字角折1429番地１
債務者　長岡　宏美
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３７９号
千葉県印西市原３丁目３番地４棟601号
債務者　押田　朋明
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３８６号
千葉県四街道市下志津新田2514番地21　ライフダイワ下志津西303
債務者　伊坪　雅代（旧姓曽根）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３９３号
千葉県白井市冨士151番地の２　白井ロジュマン728号
債務者　北村　三世（旧姓宇佐見）
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３９９号
千葉県成田市山之作273番地４
債務者　荒川　信夫
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２号
川崎市幸区小倉４丁目14番18号　第１西小倉荘、前住所川崎市幸区南加瀬２丁目３番11号
債務者　森山美和子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５８５９号
東京都江戸川区南葛西５丁目18―１―605
債務者　我妻　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８７３号
埼玉県朝霞市栄町２丁目10―37―302
債務者　増島有里子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８７４号
千葉県千葉市美浜区幸町２丁目14―８―401
債務者　四分一一雄（旧姓山形）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８８２号
東京都青梅市長淵１丁目60―１　クレールＩ番館102
債務者　宮沢めぐみ
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８９３号
埼玉県さいたま市岩槻区本町４丁目７―７
債務者　重本　　恵
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５９０３号
東京都世田谷区喜多見４丁目11―13―102
債務者　木田　　浩
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５９０６号
東京都足立区千住旭町７番８号　ローズヴィラ201
債務者　山本健次こと　李　　健次
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５９１９号
千葉県白井市冨士141―53
債務者　月山詩保美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部